

事業者向け

再エネ電源都外調達事業（都外PPA）

都外に再生可能エネルギー発電設備を設置し、その再エネ電気等の利活用に取り組む事業者に対し、当該設備の導入に係る経費の一部を助成します。ぜひご活用ください。



事業概要

- **事業期間**
令和6年度から令和9年度まで（助成金の申請は令和8年度まで）
- **助成対象事業者**
民間事業者（民間企業、学校法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人等）
- **助成率・助成上限額**

種別		都内施設に供給する種類ごとの助成率		助成上限額
		再エネ電気	環境価値	
同時設置※	再エネ発電設備	3分の2以内	2分の1以内	3億円
	蓄電池	3分の2以内		
単独設置	再エネ発電設備	2分の1以内	3分の1以内	2億円
	蓄電池	3分の2以内		1億円

※蓄電池容量が再エネ発電容量×1時間以上かつ5時間以下の場合に限る。
なお、蓄電池容量が再エネ発電容量×1時間未満の場合は単独設置の助成率等を適用する。

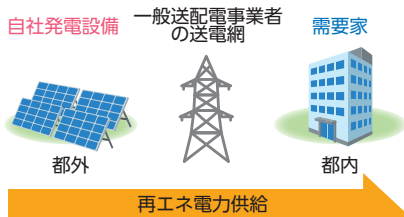
助成対象設備

						
太陽光発電 (出力5kW以上)	風力発電 (単機出力1kW以上)	小水力発電 (単機出力1~1000kW以下)	地熱発電 (出力要件なし)	バイオマス発電 (出力10kW以上)	バイオマス燃料製造 メタン発酵、それ以外 (バイオマス発電設備と同時導入)	蓄電池※ (再エネ電気等に 併設するもの)

※蓄電池は、リユース品により構成され、販売されている製品も対象となります。

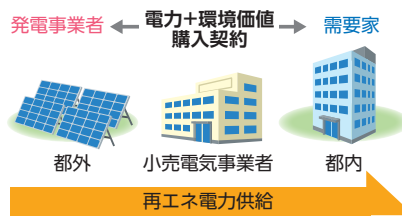
事業スキーム例

自己所有モデル



遠隔地にある自社（又は子会社等、密接関係会社）発電設備で発電された再エネ電気を、一般送配電事業者の送電網を通じて都内の自社施設へ供給。

第三者所有モデル（再エネ電気供給）



需要家（企業等）が発電事業者から再エネ電気を固定価格で長期間購入する契約を締結し、小売電気事業者を通じて需要家へ供給。
 なお、現行の電気事業法では、小売電気事業者を介した三者間の契約が必要となる。

第三者所有モデル（環境価値供給）



需要家（企業等）が発電事業者から環境価値を固定価格で長期間購入する契約を締結し、発電事業者から需要家へ供給。再エネ電気は市場へ供給し、需要家は既存の電力契約を継続。

助成要件

- 再エネ発電設備設置地域への環境配慮及び関係構築等を行うこと。

【環境配慮要件】

助成対象設備の導入に当たって、資源エネルギー庁が策定する発電設備種別に応じた事業計画策定ガイドライン（最新版）を遵守するものであること。

【関係構築要件】

再エネ設置地域の自治体等との間で、助成対象設備に設けられた給電用コンセントを利用した再エネ設置地域の住民への電気の提供等、非常時における助成対象設備の利活用に係る協定を締結すること。

（ただし、自治体が再エネ発電設備の設置を認めた場合において、協定の締結を求めない場合はこの限りでない）

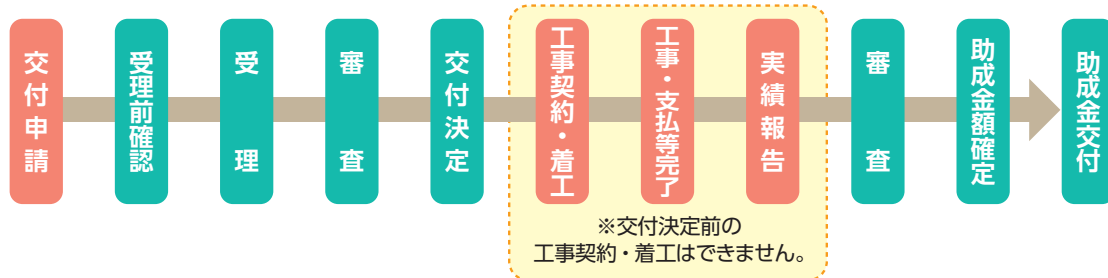
※上記要件に加えて、再エネ設置地域の事業者等との関係構築に係る要件がございます。

- FIT制度又はFIP制度の認定を受けない設備であること。等

※上記以外にも助成要件がございますので、詳細は交付要綱・手引きをご確認ください。

助成金申請の流れ

●は事業者が実施します。 ●は公社が実施します。



令和6年度交付申請締切

令和7年3月31日17時必着*

令和6年度申請の実績報告締切

令和7年11月28日17時必着

※予算を超過した場合、予算超過日をもって、申請の受理を停止します。

詳細HP

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/saiene-offsite2>



●お問合せ先



公益財団法人 東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）

〒163-0817 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル17階

TEL 03-5990-5067

URL <https://www.tokyo-co2down.jp/>



R60

古紙ハルブ配合率60%再生紙を使用

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

石油系溶剤を含まないインキを使用しています。